

募集

御宿児童合唱団第14期生募集

毎週土曜日の午後に活動している児童合唱団の新入団員を募集します。

【応募要件】今年小学校へ入学予定の新1年生

【応募期間】2月21日(木)まで

【面接日時】3月8日(土) 11:00より

【面接場所】公民館クラブ室

【申し込み・問い合わせ】公民館 TEL 68-2947

お知らせ

献血にご協力ください

《200ml・400ml》

【期日等】2月14日(木)

保健センター 10:00~11:45

特別養護老人ホーム外房 13:30~14:15

公民館 15:00~15:45

献血者の本人確認ができる証明書(運転免許証や健康保険証等)をご持参ください。

【問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6717

子育て支援「ラッコくらぶ」

お子さんの発育・発達について相談のある方、気軽に参加してみませんか。

【期日】2月15日(金) 10:00~15:00(予約制)

【場所】保健センター

【申し込み・問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6717

白い砂浜を考える会

町観光協会では、全国的にビーチ文化の振興に向け、ご活躍されている講師をお招きし、利用者の少ない「春季」及び「秋季」の利活用についての講演や討論を行う「白い砂浜を考える会」を以下のとおり開催します。

町の貴重な財産である「白い砂浜」の有効な利活用から、地域の活性化について一緒に考えましょう

【期日】2月5日(火) 13:30~15:30

【場所】役場2階 大会議室

【内容】13:30 (講演)「ビーチの利活用の事例について」

講師 日本ビーチ文化振興協会

理事 徳野涼子

14:30 (討論)「御宿でできる白い砂浜利活用」

【参加費】無料

【問い合わせ】町観光協会 TEL 68-2414

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成20年1月25日 NO.497

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

2100

お知らせ

2月のB & G健康運動教室

ステップエアロビクス

1日(金)、15日(金)、29日(金) 14:00~15:00

かんたんエアロビクス

8日(金)、22日(金) 14:00~15:00

保険については、各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

【問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

2月の心配ごと相談

【開催日】1日(金)(一般・行政・障害者相談)

22日(金)(一般・人権相談)

【場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

おんじゅくDE元気ウォーキング

- 歴史や自然に触れて心と体を元気にしませんか -

2月16日から3月3日まで「まるごとミュージアム春の企画展」が開催されます。開催期間中の毎週土曜日には、町内数箇所を設置されているギャラリーを歩いてまわる「おんじゅくDE元気ウォーキング」を行います。この時期にしか見ることができない文化財もありますので、是非ご参加ください。

【期日】2月16日(土)、23日(土)、3月1日(土) 10:00スタート

【集合場所】御宿駅

【コース】最明寺、妙音寺、記念塔、十王堂、花藤、岩の井などを回る約7kmのコースです。

【主な展示物】

? 妙音寺 (TEL 68-2807)

「地獄絵図」釈迦涅槃図(一畳半大)が展示されています。

? 十王堂

地藏菩薩の化身と言われる閻魔大王(座高77cm)を含む十王が保存されています。

? 花藤

商工会女性部による「こどもの健康」を祈念した「つるし雛」のメイン展示会場です。

【問い合わせ】町商工会 TEL 68-2818

お知らせ

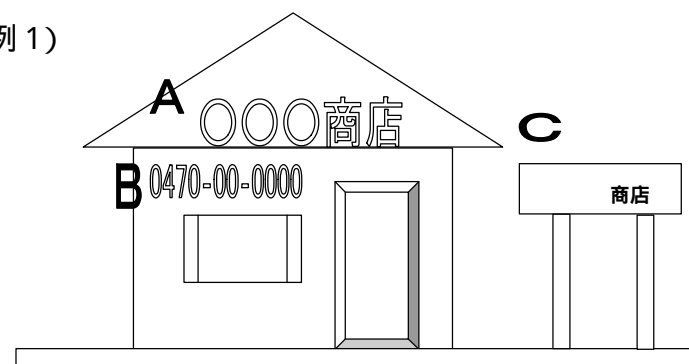
屋外広告物の許可申請を 忘れていませんか?

事業所や作業所、店舗等に屋外広告物を表示・掲出する場合は、総表示面積が20㎡(海岸周辺の地域では15㎡)を超えるときは、あらかじめ町長の許可が必要となります。

事業所などの敷地以外のところに表示・掲出する場合は、20㎡以下であっても同様に許可が必要となります。

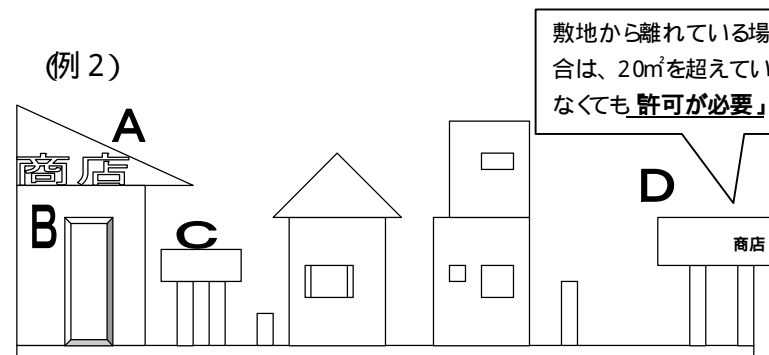
屋外広告物とは、屋外で表示される看板、立看板、はり紙および広告塔や建物等に表示されたものであり、またこれらに類するものをいいます。

(例1)



Aの表示(10㎡)+Bの表示(6㎡)+Cの看板(8㎡)=24㎡
総表示面積の合計が20㎡を超えるので、許可が必要です。
海岸周辺の地域では、15㎡を超えるものは許可が必要となります。

(例2)



事業所である 商店の敷地から離れている場合は、20㎡を超えていなくても許可が必要です。(A+B+C)が20㎡未満の場合は(D)のみの許可が必要となります。

屋外広告物の許可申請を行っていない方は、早急にご手続きをしてください。

【問い合わせ】建設環境課 TEL 68-6694

確定申告の受付について

以下のとおり所得税の確定申告の受付を行います。忘れずに申告してください。

受付内容	日時・場所	持参するもの
役場職員による申告受付	【日時】 2月18日(月)~ 3月17日(月) (土・日曜日を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00 【場所】 保健センター 2階 小会議室	印鑑、源泉徴収票など収入のわかるもの 昨年の申告書の控 生命保険、地震保険料等の支払証明書など 国民年金保険料支払証明書 (国民年金保険料の証明がないと控除できない場合があります。) その他申告に必要なもの 還付の場合、本人の口座番号が必要です。

土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡などにより確定申告を行う方は、特例などを受けられる場合がありますので、税務署に相談されますようお願いいたします。

午前中の受付人数が多い場合は、午後になる場合があります。

近隣で行う税務署の確定申告出張相談日

日時	場所	内容
2月19日 20日	いすみ市役所 62-1111	持参するものは上記と同じです。詳細については、各市役所へお問い合わせください。 受付は15時までです
2月21日 22日	勝浦市役所 73-1211	
9:30~12:00		
13:00~16:00		

年金受給者の方へお願い

年金の源泉徴収票から源泉徴収されていない場合でも、所得税がかかる方もいますので、必要な方は確定申告をお願いいたします。

詳しくは税務課までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692

国民年金・厚生年金受給者の方

1月31日までに源泉徴収票が届きます

国民年金や厚生年金から老齢年金を受けている方に「源泉徴収票」が届きます。これは、平成19年1月から12月までに支払われた年金の支払金額や源泉徴収税額をお知らせするものです。確定申告を行うときに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、源泉徴収票に記載されている支払額は、1月から12月までのものです。4月から翌年3月までの「年金額」とは異なりますのでご注意ください。

年金の種類により源泉徴収票の配達日が異なることがあります。

株式等に係る確定申告と国民健康保険税の算定

上場株式等の配当所得及び特定口座による上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)については、源泉徴収により課税関係を終了できますが、確定申告を選択することもできます。

ただし、これらを含めて確定申告した場合は、株式譲渡益・配当所得等は国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれ、源泉徴収により課税関係を終了した場合は含まれないこととなりますのでご注意ください。

所得	課税関係の選択	御宿町国民健康保険税への影響
配当所得等	源泉徴収のみ	国民健康保険税算定基礎の所得に含まれない
	確定申告	国民健康保険税算定基礎の所得に 含まれる
特定株式等譲渡所得	特定口座の源泉徴収のみ	国民健康保険税算定基礎の所得に含まれない
	特定口座の源泉徴収分を含めて確定申告	国民健康保険税算定基礎の所得に 含まれる

【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692

ご注意ください！医療費控除

国民健康保険では、自己負担の一部を高額療養費として支給されています。確定申告で医療費控除する場合は、この高額療養費で支給される金額を除いた医療費を申告することとなります。また、高額療養費の確定前に確定申告で医療費控除をする場合は、支給されると思われる高額療養費の金額を差し引いて申告することとなりますので、ご注意ください。

なお、高額療養費の申請には領収書が必要です。確定申告で領収書(原本)を提出された場合は、高額療養費の支給申請ができなくなりますので、領収書の写し(コピー)を保管しておいてください。(老人医療(75歳以上)該当の方は、高額療養費申請時に領収書の添付は必要ありません。)

【問い合わせ】住民水道課 TEL 68-6695
税務課 TEL 68-6692

介護保険サービスの医療費控除

介護保険サービスのうち、医療系介護サービスの利用料金は「医療費控除」の対象となります。サービス事業所が発行する「居宅サービス利用料領収書」や「施設サービス利用料等領収書」等で確認することができますので、担当のケアマネジャーまたは入所している施設にご確認ください。

医療費控除に「おむつ使用証明書」を添付する方へ

おむつの代金を医療費控除の対象とするには、医師が記載した「おむつ使用証明書」(保健福祉課窓口にあります)が必要となりますが、以下の条件にあてはまる方は、要介護認定資料の「生治医意見書」で代用することができます。

条件

要介護認定を受けている方
前年の確定申告で医療費控除に「おむつ使用証明書」を添付した方
主治医意見書におむつ使用が認められるような記載がされている方

【問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6716

介護保険料は社会保険料です

平成19年中に納められた介護保険料は、全額が、納められた本人の社会保険料控除の対象となります。忘れずに申告してください。

介護保険料(口座振替の方等)の納付証明書は、保健福祉課窓口で発行します。

【問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6716

確定申告の際、国民年金保険料を忘れずに

平成19年1月から12月までに納めた国民年金保険料は、確定申告のときに社会保険料控除の対象となります。また、昨年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので、控除証明を添付し、申告してください。

【問い合わせ】住民水道課 TEL 68-6695

国民健康保険等の加入者の皆さまへ

国民健康保険や介護保険に加入されている方は、所得の申告が必要となります。申告がないと、国民健康保険や介護保険、4月から開始する後期高齢者医療制度において、適正な保険料の計算ができなくなります。昨年中に所得がなかった場合でも必ず申告してください。

詳しくは税務課までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692

平成20年度からの住民税変更について

平成20年度から以下の点で住民税の内容が変更になりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除の調整措置(申告が必要です)
税源移譲で所得税が減少し、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合は、1月1日現在の住所地の市町村に申告することにより、平成20年度以降の住民税の所得割から控除する経過措置が設けられました。対象者は、平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方です。

なお、確定申告される方は申告時に税務署を通して申告書を提出できます。年末調整のみの方は市町村に備え付けの申告書に源泉徴収票を添付して提出してください。(ホームページから申請書様式をダウンロードできます。)

平成20年は3月17日までに申告が必要となります。

65歳以上の方に係る非課税措置の廃止

非課税措置廃止により、65歳以上で、前年の収入額から必要経費等を差し引いた所得額(所得控除前)が125万円以下の方についても課税することとなりました。急激な税負担を緩和するため、平成18年度以降段階的に割合を増やしながらか課税をしていましたが、平成20年度分からは全額課税となります。

	17年度	18年度	19年度	20年度
所得割	0	1/3	2/3	全額
均等割	0	1/3	2/3	全額

地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が創設されました。

地震保険契約に関する保険料控除額

支払い保険料の1/2(限度額25,000円)
平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に関する控除額
5,000円以下 全額
5,000円超15,000円以下 支払保険料/2+2,500円
15,000円超 10,000円
とがある場合はとの合計額(限度額25,000円)

【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692

町県民税の出張受付について

以下の日程で町県民税の出張申告受付を行います。なお、申告書は2月上旬に配布します。(税務課窓口では、随時受付しております。)

受付月日	受付時間	地区	受付場所
2月25日	9:00~11:30	須賀	須賀区民館
	13:30~16:00	浜	浜青年館
2月26日	9:00~11:30	高山田	高山田公民館
	13:30~16:00	御宿台	御宿台集会所
2月27日	9:00~11:30	久保	久保区民館
	13:30~16:00	新町	新町会館
2月28日	9:00~11:30	六軒町	六軒町青年館
	13:30~16:00	岩和田	岩和田青年館
2月29日	9:00~11:30	実谷七本	実谷区民館
	13:30~16:00	上布施	上布施消防団詰所

上記の場所では「所得税の確定申告」の受付はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692